

# 質問に お答えします



## ストレスチェックについて

ります。

管轄の監督署まで提出していただく必要がありまして、本社でまとめて報告することはできま

**問4** 1週間の勤務時間が正社員の4分の3未満のストレスチェック義務対象外のパート、アルバイトにもストレスチェックを実施した場合、報告の対象となりますか。

**問2** 50人未満の事業場において、ストレスチェックを実施した場合、報告の義務はありますか。

**問3** 「常時50人以上の労働者を使用する事業場」でストレスチェックを実施しなかつた場合も監督署に報告する必要がりますか。

**答4** 義務対象外のパート・アルバイトについては、ストレスチェックを受けたとしても、様式に記載する人数に含める必要はありません。なお、ストレスチェックの実施義務の対象である「常時50人以上の労働者を使用する事業場」の算定においては、常態的に雇用しているパート・アルバイト並びに派遣労働者もカウントしていくことになります。

**問5** ストレスチェックは「1年以内ごとに1回、定期に」実施することとされていますが、前回から1年(365日)以内に実施しなければいけませんか。

(池戸労務安全管理事務所所長 池戸宏光)

A より)  
(厚生労働省「ストレスチェック制度関係Q &

答5 毎年定期に実施する趣旨であり、業務の都合等、多少前後することは差し支えありません。

**問1** ストレスチェックの報告「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(様式6号の2)は、支店分を含めて本社を管轄する監督署に報告することについてですか。なお、ストレスチェックは全事業場分を本社で実施しています。

**答3** ストレスチェックをしなかった場合も労働安全衛生法第100条に基づき提出する必要があ

る監督署への報告に係るよくある質問をまとめました。

ついては、事業場ごとに、

会員事業場限定無料

## メンタルヘルス相談室

当協会では、産業カウンセラーや特定社会保険労務士資格を持った専門相談員が、メンタル不調者発生時の対応策、関係規定の作成・整備等の適切な労務管理の実施に向け、相談を無料で行っています。

ぜひご利用下さい。

相談日時 每週火曜日  
8:30~17:30  
場 所 当協会1階相談室

お問い合わせ・お申し込み先

企業の労働110番  
☎ 052-961-7110



相談員 新美智美  
(産業カウンセラー・  
特定社会保険労務士)